

令和 6 年 度

財政援助団体監査報告書

(豊前市社会福祉協議会)

豊前市監査委員

1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

2. 監査等の種類

財政援助団体監査

3. 監査の対象、範囲

- (1) 団体の名称 社会福祉法人 豊前市社会福祉協議会
(以下「豊前市社会福祉協議会」という。)
- (2) 所 管 課 健康長寿推進課、市民協働課
- (3) 範 囲 令和5年度に執行された財務事務並びにその他の事務の執行状況

4. 監査等の着眼点

(1) 所管課

- ア 補助金の決定は、法令等に適合しているか。
- イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 財政援助団体

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は適切か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

5. 監査等の主な実施内容

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、所管課である健康長寿推進課、市民協働課から監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料につ

いて説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。次に、豊前市社会福祉協議会に出向き、事務所内にて財務帳票等を確認しながら実情徴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

(1) 所管課

- ・ 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局
- ・ 日 程 概要説明 令和7年3月6日
講 評 令和7年3月27日
- ・ 期 間 令和7年2月25日 ～ 令和7年3月27日まで

(2) 財政援助団体

- ・ 実施場所 豊前市社会福祉協議会
- ・ 日 程 概要説明 令和7年3月13日
- ・ 期 間 令和7年2月25日 ～ 令和7年3月27日まで

7. 監査の結果

財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 経営基盤の強化について（財政援助団体）

急速な少子高齢化が進む中、地域福祉事業を展開するためには豊前市社会福祉協議会の果たす役割は大きい。持続的に事業を展開していくには、経営基盤の強化への取り組みは不可欠であると考えます。当該法人の収入の状況を確認したところ、全収入に占める豊前市からの補助金や委託料の割合が高く、会費の収入については、規程があるにもかかわらず設立当初より手を付けていなかった。

当該法人に対する豊前市からの財政援助はあくまでも義務的経費ではなく任意の経費であることを認識し、当該法人が安定した経営基盤の確立を図る必要がある。そのためには、徹底した経費の節減と事業の見直しのほか、様々な機会を利用して事業活動の積極的な広報、周知活動を推進することで、会員を募集し会費を集めるなど、新たな収益事業の創出を行い、自主財源の確保に努めていただきたい。

2. 履行の確認について（市民協働課）

ボランティアセンターの運営について、年度末に多くの支払い案件が見受けられた。1年間を通して事業は推進されるものであり、年度末に予算残額を使い切るような事業の進め方は推奨されるものではない。所管課は、予算の執行状況について実績報告書を確認するだけでなく、支払実績などの詳しい履行の確認を行い、事業推進のために真に必要なものかどうかを見極めていただきたい。所管課においては、今後も常に適切な指導監督を行い、事業完了後は必ず実績報告を精査のうえ、次年度に向けての改善への取り組みが行われることを期待する。

3. 退職積立金について（健康長寿推進課、市民協働課）

ボランティアセンター運営事業費補助金交付要綱では、補助対象外経費として積立金が挙げられており、一方、社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱では、退職手当積立金は補助対象経費として認められている。ボランティアセンターの専属職員の人件費が二つの補助金から支出されることになるので、所管課は十分協議を行い、重複や漏れのないようにしていただきたい。

4. 補助金の適正化について（健康長寿推進課、市民協働課）

豊前市社会福祉協議会への補助金は、地域福祉の増進に寄与するもので、必要性は理解するところであるが、先述したように、当該法人の全収入に対する豊前市からの補助金や委託料の割合が高く、依存度が高い。当該法人が、法人運営の原資をいかに確保するか、補助事業、委託事業のあり方も含め、豊前市は当該法人と十分に協議されたい。当該法人の運営や事業の実施状況等を踏まえながら、補助金額が妥当であるか、その補助金が効率的、効果的に活用されているかを検証し、補助金の適正化に取り組まされたい。